

2022年10月



親切会

関東支部便り (No.20)

連絡先：〒101-0032

東京都千代田区岩本町 2-9-6

ゆいまーるひたち 4階

電話：070-3603-2172

メール：shinsetsukai-honbu@hdq.hitachi.co.jp

第20回支部幹事会を開催

第20回の定例幹事会は年度計画では9月に開催予定でありましたがコロナが未だ収束せず高止まりの状態が続いておりましたので1か月延期して10月19日(水)の開催となりました。冒頭、鈴木支部長よりこの経緯説明とコロナ禍はまだ続いているため引き続き十分な対策を行って課題事業を展開していきたいとの挨拶がありました。議題はまず次の今年前半の活動状況が報告されました。

- ① 災害備蓄品の活用支援を3/26と8/26に実施。提供会社さんの協力を得てHOPE(子ども・若者支援プラットフォーム)を通じて子ども食堂に提供する取組みを展開、各施設から感謝状も届いています。
- ② 上記災害備蓄品の提供を大手グループ会を中心に協力要請中である
- ③ 親切会ホームページのリニューアルとその後の経過について
- ④ 家電品処分とここから得られる金品の寄附について
- ⑤ 日立の不用事務所備品の善意銀行への寄附について

次にこれから年度後半の取り組みとして次を検討しました。

- ① 施設への寄附の金額見直しと訪問分担
- ② 善行者表彰
- ③ 会員増対策について
- ④ 歳末助け合い募金活動について

そして最後に70歳雇用法と当会の支え手確保問題や事業再編に伴う法人会員減の中での財政対策などの話し合いを行いました。

今回は12月8日(木)開催予定です。

寄付先訪問(大泉学園ホーム)

9月に(株)日立産機システム様より電子レンジの寄付をいただき、善意銀行より紹介を受け大泉学園実習ホームを訪問し手渡しました。大泉学園実習ホームは、大泉中央公園の近くの住宅地の中にあり看板もなく探すのに苦労しました。

面会した馬場理事長の話では、1977年に、現理事長のご両親が、知的障害者小規模福祉事業所として通所者2名、補助金はなしで開所したそうです。知的障害のあるかた、精神障害のある方がともに協力し自分らし生き方、社会参加、就労準備などの目的を持って通う作業所であるとのこと。また、1980年代に始めた老人給食、有償家事援助サービスは特別養護老人ホーム、ヘルパーステーションなどを生み出したとのこと。

現在は、1994年に法人化をした、東京、千葉、栃木に拠点を置く社会福祉法人章佑会のグループの一つとなっております。

知的障害者、精神障害者、高齢者の方々は現在25名ほどが在籍しております。入所者の年齢も高齢化しているのが悩みの一つのようなようです。過去には施設を設立するのに住民の反対などあり苦労されたとのことでした。

お届けした時も、作業所でおしぼりをたたむ軽作業をしているところに、電子レンジを持参して披露目しました。

入居者の方は皆さん気さくで拍手で迎え入れられました。

今後は食事などを温めることなどに活用するとのことでした。



(鈴木健二 記)

大泉学園実習ホーム、中央が馬場理事長

知_{って}

「障害者に関するマーク」

※掲載のマークは一例です。



障害者のための 国際シンボルマーク

障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

問い合わせ 公益財団法人
日本障害者リハビリテーション協会
TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523



盲人のための 国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。

問い合わせ 社会福祉法人
日本盲人福祉委員会
TEL : 03-5291-7885



身体障害者標識 (身体障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課
TEL : 03-3581-0141 (代)



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問い合わせ 警察庁交通局交通企画課
TEL : 03-3581-0141 (代)



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。

問い合わせ 厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL : 03-5253-1111 (代) FAX : 03-3503-1237



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。

問い合わせ 一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046